

## 二国間クレジット制度を利用したプロジェクト設備補助事業 に関する質問と回答

( 更新:平成 27 年 4 月 23 日 )

### 【公募全般】

Q1: 1 案件あたりの予算の規模感はどれくらいか。

A1: 特に想定していません。予算総額は平成 27 年度からの 3 年度分として、72 億円です。

Q2: 採択予定件数はあるのか。

A2: 特に想定していません。

Q3: 公募の結果予算残が出れば、二次公募はあり得るか。

A3: あり得ます。二次公募を行う場合、公募開始は 9 月頃を想定しています。

Q4: PS や FS を経ずに、直接設備補助に応募することは可能か。

A4: 可能です。

### 【補助対象事業者】

Q5: 設備投資資金の調達方法として、当社単独による資金調達ではなく、国内、または海外現地企業と共同出資で特別目的会社(SPC)を設立することに問題はあるか。

A5: 問題ありません。ただし、代表事業者は日本法人に限られます。

Q6: 補助金の対象者は申請する国際コンソーシアムの代表事業者であることとなっているが、『国際コンソーシアム』の定義がない。例えば、現地に特別目的会社(SPC)を設立して、その会社に現地カウンターパートと共同で出資する場合、現地カウンターパートとの株主間協定は結ぶが、実際にはコンソーシアムを組成するわけではない。この場合、『国際コンソーシアム』をどの様に解釈したら良いのか。

A6: 交付規程第 3 条第 1 項に「国際コンソーシアムとは、日本法人と外国法人等で構成され、事業を効率的に実施する組織」という規定があります。特別目的会社(SPC)が外国法人として共同事業者となるという扱いでは問題ありません。

### 【補助対象事業】

Q7: 審査項目の GHG 排出削減に係る費用対効果の対象は、エネルギー起源の CO2 か、GHG 全体か。

A7: エネルギー起源の CO2 と GHG 全体の両方です。

Q8: 来年度から開始する二ヶ年事業は今年度応募可能か。

A8: 今年度に開始する事業が今回の対象となります。

Q9: Feed-in Tariff(FIT) のような、再生可能エネルギーの買取りに関する助成制度を活用した事業であっても、JCM プロジェクトとして申請できるか。

A9: FIT を活用する事業が JCM プロジェクトとして認められうるかについては、FIT の内容等が各国、発電種別ごとに異なるため、相手国と協議しながら個別事業ごとに判断することになります。

Q10: 一般的な売電事業であれば、JCM プロジェクトとして申請可能か。

A10: 一般的などという意味が、FIT を活用しないという意味であれば、売電であるからという理由で特段不

可となることはありません。ただし、売電事業により相当な収益が発生した場合は、収益納付の手続きが必要です(収益納付については、案件ごとに個別相談となります)。

Q11: 本設備補助事業は、非エネルギー起源 CO2 排出削減量がメインとなるような案件(例えば、準好気性埋立地の導入など)についても、応募可能か。

A11: 非エネルギー起源 CO2 排出削減だけでは認められませんが、導入する同一の設備(システム)による非エネルギー起源 CO2(GHG)排出削減の結果、エネルギー起源 CO2 排出削減も実現し、削減量を特定できるのであれば、問題ありません。

Q12: 低炭素型の車両(電気自動車等)の導入は、本設備補助事業の対象となり得るか。

A12: 本設備補助事業の対象となり得ます。低炭素型車両は、経費の費目のうち機械器具費に該当します。

### 【応募方法、提案書類、審査】

Q13: 方法論作成について、事業者自ら開発しない場合、どのような情報提供の協力が必要なのか。

A13: 専門のコンサルタントに作成依頼することも可能ですが、その場合事業者には、コンサルタントに対して事業内容の詳細情報、ホスト国におけるデフォルト値を把握するための参考情報の提供等で協力していただきます。

Q14: 応募書類にある事業目論見書とは、どのような内容を想定しているか。

A14: 通常事業を行う際に作成する事業内容、期間、予算などの具体的な内容を記載した書類を想定しています。社内で作成しているものがあれば、そのまま提出していただければ結構です。

Q15: 応募書類にある代表事業者届出書は必須の書類か。もしくは、地球環境センター(GEC)・環境省と相談の上表現を変更することは可能か。本補助事業に対して、日本企業が責任を持つことは重々承知しているが、不可抗力や政変などを含め、故意ではなく、意図しないところで、共同事業者における違反等の事情が生じる可能性を懸念している。

A15: 代表事業者届出書は代表事業者を明らかにするための必須提出書類であり、設備補助事業の国際コンソーシアムの代表として届け出るものであり、様式の変更は不可です。日本国政府の補助金を投入する事業である以上、日本法人(代表事業者)の責により事業を行うことや、共同事業者における交付規程違反等に係る返還義務を負っていただくことを求めている点に、ご理解願います。

Q16: 公募要領によると、必要に応じてヒアリングを実施するとあるが、これは、採択確度が高い応募案件に対して実施されるものか。それとも、提案内容に関する技術的、その他の質問が生じた応募案件に対して実施されるものか。ヒアリングへの出席者を考える際の参考としたい。

A16: ヒアリングは基礎審査項目をクリアした案件のみ行います。ヒアリングでは、提案書の各審査項目の詳細について確認をおこなうので、代表事業者だけでなく、共同事業者、設備メーカー、方法論開発協力者を加えても構いません。

Q17: 「補助金交付申請額」の金額は税抜表示でよいか。消費税および地方税相当額はゼロでよいか。

A17: 消費税仕入税額控除のルールにより、消費税申告時に支払消費税は差引きされるので、ほとんどの事業者は消費税および地方税相当額は0円で申請することになります(但し、消費税及び地方消費税が課税されない団体及び、消費税法の特例による免税事業者等を除きます)。

### 【補助対象経費、取得財産の管理、利益排除等】

Q18: 利益排除の対象となる場合について教えてほしい。

A18: 補助金額の算定にあたっては、国際コンソーシアムを構成する事業者が以下の ~ のいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合や、いわゆる下請会社の場合

も含まれます。)は、利益等排除の対象となります。

- 国際コンソーシアムを構成する事業者自身
- 100%同一の資本に属するグループ企業
- 国際コンソーシアムを構成する事業者の関係会社

また、国際コンソーシアムを構成する事業者間での導入設備等の譲渡又は貸付により利益を上げることが認められません。

Q19: 利益排除について、製造原価の具体的な証明方法はどうすればよいか。

A19: 製造部門からの製造原価証明で可です。

Q20: 利益排除について、国際コンソーシアム外からの物品の調達の場合、その外部会社がコンソーシアム内部会社の関連会社でも利益排除の対象にならないという理解でいいか。

A20: コンソーシアム外でも、関連会社からの調達であれば利益排除が必要です。

Q21: コンソーシアム内部会社と関連のない外部会社からの物品の調達の場合、利益排除の対象となるか。

A21: 利益排除の対象とはなりません。

Q22: 売電事業の収益は、利益排除の対象となるのか、それともコンソーシアムの収入として計上しても良いのか。

A22: 売電事業の収益は、設備導入後の収益納付の規定にかかわるものであり、利益排除とは関係がありません。収益納付については、案件ごとに個別相談となります。

Q23: 海外等における外国人の労務費の証明はどのように行うのか。

A23: 労務費単価については、当該国において適正と思われる単価を用い、契約書等を添付してください。

Q24: 三年間の事業が設計できるとのことだが、中間払いは申請できるのか。できる場合、何を証明すれば支払ってもらえるのか。

A24: 全額最終年度に精算払するのではなく、年度ごとに出来高を概算払します。

Q25: 経費項目の「設備費」について、平成 25 年度は工事費に含まれているという扱いだったが、平成 26 年度から独立したのはなぜか。

A25: 設備をリースで調達する際、リース会社に所有権がある場合に対応できるように設定しました。既存項目については、基本的に前年度の考え方から変わりはありません。

Q26: 補助金事業完了後も、現地財産を引続き所有・運営することは出来るか。出来る場合、現地財産に環境省補助事業である旨を記載すれば補助金部分を返還しなくてもよいのか。

A26: コンソーシアム内の事業者が所有権を有するのであれば、補助金部分を返還する必要はありません。

Q27: 本事業で補助金を使用したことを証明するもの・団体とあるが、どのように証明すればよいのか。

A27: 提案書段階では共同事業者宛の見積書等で、精算時は請求書、領収書等です。

Q28: モニタリング機器は補助対象になると理解してよいか。

A28: モニタリング機器は補助対象です。

Q29: 他の金融機関等からの融資と並行で行う場合、補助金対象施設・機器への抵当権の設定についての基準はどうなっているか。

A29: 抵当権の設定については、担保に供することは財産処分に該当することになります。なお、リース

会社を国際コンソーシアム内の共同事業者に入れ、セールス & リースバック契約を行うことは、耐用年数期間使用することを前提に認められます。

Q30: 日本円による価格を計画で計上するが、為替等による影響から発生する資産価値の変更はどのように取り扱えばよいのか。

A30: 補助金は精算時(領収書の日付)の為替レートにより支払われます。為替リスクヘッジは応募者自ら行っていただきます。

Q31: 日本の法定耐用年数のモニタリング期間を過ぎた後の導入機器の取り扱いはどうなるのか。

A31: 日本の法定耐用年数を過ぎた導入機器は、善良な管理者としての注意義務を踏まえたうえで、事業者にてその取扱いを判断していただきます。導入設備の使用を継続される場合は、クレジットの発行も引き続き可能です(義務ではありません)。なお、法定耐用年数を過ぎた分のクレジット発行がなされた場合にも、クレジットの 1/2 以上を国に納付していただきます。

Q32: 完工までの間に経費に大きな変更があった場合の取り扱いはどうなるのか。(例: 現地事業者の変更や現地インフラ整備事業計画の変更に伴う経費の変更)

A32: 完工までの間の大きな変更は交付規程第8条三項に定める「計画変更承認申請書」を提出いただきます。その場合の経費は交付決定した補助金額が上限となります。

Q33: 二国間合意に変更(気候変動の国際枠組みの変更、それに伴う合意の取り消し等)があった場合、または事業者の責務でない不可抗力によって生じた変更の場合、支払われた補助金の返済の必要性は生じるのか。

A33: 地球環境センター(GEC)の許可を得れば、補助金の返還義務はありません。ただし、設備の売却処分等を行った場合は、「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準」に従い、返還義務が生じます。

Q34: 複数の設備を、全て本年度内に導入予定だが、導入月が異なる場合、経費内訳書の明細は分ける必要はあるか。

A34: 本年度内であれば、実施月ごとに分ける必要はありません。

Q35: インドネシアの場合、Import Tax が発生するが(現地調達でない設備機材を輸入した場合)、「別表1 経費費目の細分について」のどこに計上すればよいのか。

A35: 区分の工事費の費目の本工事費、又は設備費に計上してください。細目の記載は不要です。

(積算内訳の例)

設備機器費……円

設備機器運搬費……円

設備機器輸入税……円

Q36: 取得した設備は、約半分は日本政府の補助金、半分は現地プロジェクトオーナー(設備導入先)が費用を支払う場合、現地プロジェクトオーナーに 100%「所有権」があるとの理解でよいのか。「所有権」の扱いについて交付規則・交付規程等のどこに明記されているのか。

A36: 本事業は、設備導入に対して補助金を交付するものであって、所有権の帰属は、当該設備を購入する際の売買契約等に基づくものです。補助金交付のルール上、国際コンソーシアム内のいずれかの事業者にも所有権があれば、問題はありません。ただし、補助金を交付されている以上、地球環境センター(GEC)に無断で処分等はできません(補助金適正化法第22条、交付規程第15条)。違反した場合、補助金の返還請求や罰則の適用が行われる可能性があります。

### 【JCM制度・方法論・MRV】

Q37: モニタリング期間はいつまでという決まりはあるか。

A37: 設備の法定耐用年数までの期間、モニタリングを行っていただきます。

Q38: PDD 作成や validation、モニタリングレポート作成、verification の支援を受けられるのか。

A38: 環境省が別途支援を検討しています。

Q39: 既存方法論がない場合、方法論の策定から行う必要があるのか。また、方法論開発に関する何らかの支援はあるのか。

A39: 当該プロジェクトに適用可能な JCM 方法論の作成が必要です。方法論作成に当たっては、作成費用を支援することを環境省において検討しています(方法論開発は補助対象事業者自らが行うことも、コンサルタントに依頼することも可能です)。

## 【その他】

Q40: JCM は WTO(世界貿易機関)の補助金協定に抵触しないのか。

A40: 国の政策を実現する手段の一つである「補助金」は、WTO 上の協定の1つである「補助金及び相殺措置に関する協定(以下「補助金協定」という)」によりルールが定められています。補助金協定では、輸出を条件に交付される補助金と国産物品の優先使用に基づく補助金が、禁止補助金(レッド補助金)として交付が原則禁止されています。また交付が禁止されない補助金でも、補助金の交付対象を特定企業に限定するなど特定性を有する補助金(イエロー補助金)も禁止されています。二国間クレジット制度(JCM)を利用したプロジェクト設備補助事業、JICA 等連携プロジェクト補助及び ADB 信託基金事業(以下「資金支援事業」という)は、以下の理由で補助金協定に抵触しないと整理できます。

「輸出を条件に交付される補助金」ではない

補助金協定 3.1 条(a)では「輸出が行われることに基づいて交付される補助金」を禁止しています。資金支援事業は、JCM の活用を前提として途上国において優れた技術等を活用してエネルギー起源 CO2 の排出削減事業を行い、JCM によるクレジットの獲得と我が国の削減目標達成への活用を目指すもので、補助金の交付に際して「輸出が行われること」を要件としていません。

「国産物品の優先使用に基づく補助金」ではない

補助金協定 3.1 条(b)では「輸入物品よりも国産物品を優先して使用することに基づいて交付される補助金」を禁止しています。資金支援事業は、「補助対象経費」の費目ならびにその細分(別表1)の中で国産物品の優先を要件としていません。

「特定性」を有しない

補助金協定 2 条では「補助金の交付の対象を明示的に特定企業に限定している」「特定企業のみに交付される補助金」等を「特定性を有する補助金」として禁止しています。資金支援事業は、特定の企業のみ補助金を交付するものではありません。

なお補助金協定における補助金の定義として、1.1(b)において「利益がもたらされること」が規定されています。資金支援事業においては、補助金受領者は、初期投資の一部を補助金として得るものの、政府は受領者の活動によって生成された JCM クレジットの一部を取得する(補助金受領者が政府にクレジット納入することになっていることから、資金支援事業による補助金受領者は必ずしも「利益」を得たとは言えない側面もあると考えられます。この場合は、そもそも補助金協定に抵触しません。

Q41: 現地プロジェクトオーナー(設備導入先)は、補助金の便益を享受した設備を低廉取得したことになるが(1/2相当)、低廉取得が寄付金扱いとして課税対象になることはあるか。ホスト国の JCM 事務局や税務所管官庁はどのような見解か。

A41: ホスト国における税制等については、原則当方では関知しません。事業者の責において、対応いただくこととなります。